

各務原市ものづくり事業再構築支援補助金交付要綱

(令和3年12月6日決裁)

(趣旨)

第1条 市は、国が令和2年度第3次補正予算、令和3年度補正予算及び令和4年度予備費において計上した中小企業等事業再構築促進事業による補助金（以下「国補助金」という。）を活用して新分野展開等を行う事業者に対して、予算の範囲内において各務原市ものづくり事業再構築支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、市内に本社又は主たる事務所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。第4号において同じ。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和3年度又は令和4年度に採択された国補助金の交付の決定を受けた者
- (2) 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類E一製造業に属する産業を営む者
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 次のいずれにも該当しない者
 - ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業等（中小企業者以外の事業者をいう。以下この号において同じ。）が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業等が所有している中小企業者
 - ウ 大企業等の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
 - エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウまでのいずれかに該当する中小企業者が所有している中小企業者
 - オ アからウまでのいずれかに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
 - カ 国補助金の応募申請時点において確定している直近3年分の各年又は各事業

年度における課税所得の平均額が1.5億円を超える中小企業者

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に定める国補助金の区分に応じ、国補助金の交付の対象となる経費（以下この条において「補助対象経費」という。）の額に同表に定める補助率を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、同表に定める上限額を限度とする。ただし、補助金と国補助金とを合算した額が補助対象経費の額を超えないものとする。

(事業計画の提出)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添付した各務原市ものづくり事業再構築支援補助金事業計画書（様式第1号）を国補助金の交付決定通知を受けた日から起算して30日を経過した日（この要綱の施行の日前に国補助金の交付決定通知を受けた者にあつては、令和4年1月6日）までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 国補助金の交付決定通知書の写し
- (2) 国補助金の交付に係る申請書その他の提出書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(事業計画の変更等)

第5条 申請者が国補助金に係る事業の変更、中止又は廃止の承認を受けたときは、各務原市ものづくり事業再構築支援補助金事業計画（変更・中止・廃止）届（様式第2号）により速やかに市長に届け出なければならない。

(補助金の交付申請)

第6条 申請者は、次に掲げる書類を添付した各務原市ものづくり事業再構築支援補助金交付申請書兼請求書（様式第3号）を国補助金の額の確定に係る通知を受けた日から起算して30日を経過した日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 国補助金の額の確定に係る通知の写し
- (2) 国補助金の実績報告書その他の提出書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金

の交付の適否を決定し、各務原市ものづくり事業再構築支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに当該申請者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

（決定の取消し）

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（1）国補助金の交付の決定を取り消されたとき。

（2）虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。

（財産の処分の制限）

第10条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金を受けて設置した設備等を市長の承諾を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

（関係書類の保存）

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた当該年度の終了後5年間、補助事業に係る帳簿等証拠書類を保存しなければならない。

（手続の統合及び省略）

第12条 規則第19条の規定により、規則第4条の規定による補助金の交付の申請及び規則第14条第2項の規定による補助金の交付の請求を統合し、並びに規則第11条の規定による補助事業の実施報告及び規則第13条の規定による補助金の額の確定を省略するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月6日から施行し、令和3年度又は令和4年度に採択された国補助金に係る事業について適用する。

附 則（令和4年5月25日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表（第3条関係）

国補助金の区分	補助率	上限額
---------	-----	-----

通常枠		6分の1	500万円
卒業枠			
大規模賃金引上枠			
緊急事態宣言特別枠	従業員数5人以下	8分の1	83万円
	従業員数6人以上20人以下		166万円
	従業員数21人以上		250万円
最低賃金枠	従業員数5人以下	8分の1	83万円
	従業員数6人以上20人以下		166万円
	従業員数21人以上		250万円
回復・再生応援枠	従業員数5人以下	8分の1	83万円
	従業員数6人以上20人以下		166万円
	従業員数21人以上		250万円
グリーン成長枠		4分の1	500万円
緊急対策枠	従業員数5人以下	8分の1 (補助対象 経費のうち 666万 6,667 円を超える 部分の額に ついては6 分の1)	208万円
	従業員数6人以上20人以下	8分の1 (補助対象 経費のうち 1,333 万3,33 4円を超え る部分の額 については 6分の1)	416万円
	従業員数21人以上	8分の1 (補助対象 経費のうち 2,000 万円を超え る部分の額 については 6分の1)	500万円